

## 令和4年度西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町及び佐用町の区域をいう。）におけるツーリズム資源の活用と交流人口の拡充を図るため、旅行業者が企画するバスツアーに対して西播磨ツーリズム振興協議会が行う補助金の交付等について必要な事項を定める。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に定めるバスツアーを企画する旅行業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 兵庫県内をツアーの目的地とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施するバスツアーであること。
- (2) 訪問先等について、次の表の条件を満たすバスツアーであること。

バスツアーの区分	条 件
日帰りツアー	別に定める西播磨地域のツーリズムスポットを1箇所以上訪問するとともに、食事について西播磨地域の飲食施設を利用すること。
宿泊ツアー	別に定める西播磨地域のツーリズムスポットを2箇所以上（1日1箇所以上）訪問するとともに、夕食及び宿泊について西播磨地域の宿泊施設を利用すること。

- (3) 1団体当たり20人以上の参加者があるバスツアーであること。ただし、コロナ感染拡大等特殊事情があった場合、ツーリズムスポット訪問人数に制限がある場合は、この限りではない。
  - (4) 1つの旅行業者が申請できるのは、年間でバス5台までとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、他の地方公共団体等から何らかの助成を受けて実施するものは、前項に規定するバスツアーとはみなさない。

ただし、会長が特別に認めた場合はこの限りでない。

### (補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、日帰りツアーについてはバス1台につき2万5千円、宿泊ツアーについてはバス1台につき5万円とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付申請書」（様式第1号）をバスツアー実施予定日の120日前から14日前までの間に、西播磨ツーリズム振興協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

ただし、4月を出発日とするバスツアーについては、実施予定日の7日前まで受け付けることとする。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 参加者負担金を明示したバスツアー経費見積書

- (2) バスツアー旅程表
- (3) その他会長が必要と認めるもの  
(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、  
適当と認めたときは、予算の範囲内において交付決定し、「西播磨ツーリズムバス助成事  
業補助金交付決定通知書」(様式第2号)により事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第6条 事業者は、補助金交付決定後において、やむを得ない事情によりバスツアーを中  
止し、又は申請書の内容を変更するときは、速やかに「西播磨ツーリズムバス助成事業  
中止(変更)届出書」(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 事業者は、助成事業が完了したときは、14日以内に「西播磨ツーリズムバス助成  
事業補助金実績報告書」(様式第4号)及び「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金請求  
書」(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 実施状況確認表(様式第6号)
- (2) 参加者負担金を明示したバスツアー経費内訳書及び支出(要件)が確認できる書類  
(領収書の写し等)
- (3) バスツアー旅程表(実績)
- (4) 参加者募集案内(チラシ等)
- (5) 補助金の振込先を確認できる資料(預金通帳の金融機関・支店名、口座番号・名義  
等が記載された部分の写し等)
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(補助金の支払い)

第8条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の審査を行い、この要綱に定  
める事項に合致するものと認めた場合は、速やかに事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第9条 会長は、第5条に規定する補助金交付決定後において、当該バスツアーが第2条  
に規定する対象要件に合致しないものと認めた場合は、当該補助金の交付決定を取り消  
し、「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付決定取消通知書」(様式第7号)により  
事業者に通知するものとする。

2 会長は、事業者がこの要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既  
に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。